

いこいの家を

夜間・休日に利用しませんか？

川崎市いこいの家では、開館時間外に市民活動団体にご利用いただけます。

利用者資格

5名以上で構成する市民活動を行う団体で、川崎市または施設開放委員会が認める団体
※「趣味のサークル活動」、「営利を目的とする活動」、「政治や宗教活動に関する活動」、その他社会通念に反する活動にはご利用いただけません。

市民活動：市民が自発的かつ継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない、地域に開かれた活動

※年齢の制限はありません。

利用対象施設と利用時間、利用料

◆市内のいこいの家のうち46か所で利用できます。(高津いこいの家・百合丘いこいの家を除く46か所)

◆月曜日から土曜日の17時から21時、日曜日・祝日の9時から16時にご利用いただけます。(野川いこいの家は日曜日・祝日は9時30分～16時。) ※利用希望日の3日前(土曜日、日曜日及び祝日、12月29日から翌年の1月3日を除く)までに利用予約が必要です。

敬老の日および年末年始(12月29日から1月3日までを除く)は利用できません。

◆利用料：無料

利用者団体登録の申込み方法

◆渡田いこいの家・梶ヶ谷いこいの家 ⇒ 各いこいの家へお問い合わせください。

◆その他44か所のいこいの家(高津いこいの家・百合丘いこいの家を除く)

川崎市のホームページに記載されている「夜間・休日等施設利用登録申請書(第1号様式)」をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、以下の申請先にメール・郵送・FAXのいずれかで申請してください。承認後に連絡責任者の方へ利用登録完了メールを送ります。

◆利用までの手続きや遵守事項などの詳細は、以下の川崎市ホームページを御確認ください。

問い合わせ・申請先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課 いきが係

電話 044-200-2638 FAX 044-200-3926

Email 4Ozaitak@city.kawasaki.jp

川崎市のホームページ：<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000072653.html>



川崎市ホームページ